

四日市市告示第 3 8 7 号

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく市長が定める額（平成 5 年四日市市告示第 2 0 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 6 月 1 9 日

四日市市長 森 智 広

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
2 0 歳未満	4, 7 5 1 円	1 3, 2 8 7 円
2 0 歳以上 2 5 歳未満	5, 3 3 3 円	1 3, 2 8 7 円
2 5 歳以上 3 0 歳未満	5, 8 9 4 円	1 3, 9 5 8 円
3 0 歳以上 3 5 歳未満	6, 2 3 3 円	1 6, 4 5 6 円
3 5 歳以上 4 0 歳未満	6, 6 5 4 円	1 9, 1 5 7 円
4 0 歳以上 4 5 歳未満	6, 8 9 3 円	2 1, 2 7 9 円
4 5 歳以上 5 0 歳未満	7, 0 3 1 円	2 4, 2 6 9 円
5 0 歳以上 5 5 歳未満	6, 7 9 2 円	2 5, 6 3 0 円
5 5 歳以上 6 0 歳未満	6, 1 9 1 円	2 4, 9 7 6 円
6 0 歳以上 6 5 歳未満	5, 0 0 9 円	2 0, 2 9 7 円
6 5 歳以上 7 0 歳未満	3, 9 2 0 円	1 5, 5 5 8 円
7 0 歳以上	3, 9 2 0 円	1 3, 2 8 7 円

附 則

- この告示は、告示の日から施行し、改正後の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び平成 2 9 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について

は、別表第1に掲げる金額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、別表第2に掲げる金額を、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、別表第3に掲げる金額を、四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年四日市市条例第5号）第5条の2及び第5条の3の市長が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額とする。

別表第1

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,308円	13,040円
20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,930円	13,040円

別表第2

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,475円	13,005円
20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円
25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円
30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円

35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円
40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円
45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円
50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円
55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,991円
70歳以上	3,930円	13,005円

別表第3

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,688円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,173円	13,207円
25歳以上30歳未満	5,721円	13,589円
30歳以上35歳未満	6,139円	16,312円
35歳以上40歳未満	6,571円	18,803円
40歳以上45歳未満	6,750円	21,355円
45歳以上50歳未満	6,865円	23,924円
50歳以上55歳未満	6,738円	25,214円
55歳以上60歳未満	6,057円	24,747円
60歳以上65歳未満	4,916円	19,935円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,579円
70歳以上	3,930円	13,207円

(総務部人事課)